

まん延防止等重点措置区域の飲食店※におけるカラオケ設備の利用自粛について



※飲食を主として業としている店舗（昼営業の Snackbar、カラオケ喫茶等）

カラオケ設備は、 利用の自粛を 御願ひ致します。



新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
令和2年3月28日（令和3年4月1日変更）

いわゆる昼カラオケ等でクラスターが多発している状況に鑑み、法第24条第9項に基づき、飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該設備の利用自粛を要請すること。

※業種別ガイドラインが定められている場合は、そちらもチェックしてください。ガイドラインはこちら→

内閣官房 ガイドライン

